

# 厚生常任委員会

平成21年2月20日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎里川宜志子	○辻 善次	小林 誠
吉野 俊明	西谷 剛周	木田 守彦
中川議長		

## 2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	芳村 是
総 務 部 長	池田 善紀	住 民 生 活 部 長	西本 喜一
福 祉 課 長	西川 肇	同 課 長 補 佐	西梶 浩司
国保医療課長	植村 俊彦	同 課 長 補 佐	吉村 俊弘
同 課 長 補 佐	猪川 恭弘	環 境 対 策 課 長	乾 善亮
同 課 長 補 佐	栗本 公生	住 民 課 長	清水 昭雄
健康対策課長	寺田 良信	同 課 長 補 佐	増井つゆ子

## 3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長	藤原 伸宏	同 係 長	峯川 敏明
-------------	-------	-------	-------

## 4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 吉野委員、西谷委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまより、厚生常任委員会を開会いたします。

それでは、ただちに本日の会議を開きます。

まず最初に町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私の方から指名いたします。署名委員には、吉野委員、西谷委員のお二人を指名いたしますので、お二人にはよろしく願いいたします。

なお、町長の方から9時50分に退席の申し出がございますので、許可をいたしておりますので、委員皆さまにもお知らせをさせていただいております。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布してありますが、非常にたくさんの案件がございます。付議予定議案以外の各課報告事項についても多岐にわたっております。また委員会の運営に皆さま方にも、ご理解ご協力をいただきますよう最初をお願いをさせていただきます。

まずそれでは、1. 継続審査案件でございます。（1）総合保健福祉会館の運営に関することについてを議題といたします。

これについて理事者の報告を求めます。 寺田健康対策課長。

健康対策  
課長

それでは、総合保健福祉会館の運営に関することにつきまして、前回の委員会後の報告をさせていただきます。

まず、12月と1月の生き生きプラザ斑鳩の利用状況を報告させていただきます。12月の生き生きプラザ斑鳩の来館者は、4,134人、

1月が3,430人となっております。また個々の利用状況を申しますと、会議室・大会議室・視聴覚室は12月が738人、1月が450人となっております。また歩行浴は12月が81人、1月が97人、子育てルームは12月が480人、1月が612人となっております。また保健センターブースでは12月が1,763人、1月が1,078人となっております。足湯につきましては12月が1,153人、1月が1,193人となっております。続きまして、施設の整備関係につきましてご報告させていただきます。先ほど町長が申しましたように足湯の関係でございますけども、利用者の方から冬場は寒いので足湯の周りになんとか囲いを設置してほしいという要望がたくさんございまして、前回の委員会で囲い塀の設置につきましてお話をさせていただきましたが、12月末に囲い塀を設置いたしました。利用者の皆さま方からは風除けになってとてもいいですということで好評で、多くの方にご利用いただいております。

また生き生きプラザ斑鳩の正面に芝生の広場がございます。この芝生の広場は利用者の方がゆっくりとそこでくつろげる空間として、公園の周りに生垣を設けませんでしたけども、しかし安全面、防犯面等から生垣を設置してほしいということもございましたことから、公園の正面と東側、生き生きプラザ斑鳩という銘板があるんですけども、その西側にも少し生垣を設置いたしました。またそれと合わせまして、施設の正面に町道が東西に走っておりますけども、特に最近、車の往来が多くなっています。このことから利用者の安全を考えまして、敷地から町道へ出るところの停止線の手前に、止まれという文字を路面に表示いたしました。それと敷地内での安全確保ということで、保健センター東側の進入路の路面に2カ所、徐行という文字を表示しております。また、生き生きプラザ斑鳩の利用者の方から、館内を利用される場合、館内にどこにトイレがあるのかわからないといった声をよくお聞きしますので、館内に案内サインを設置したいと考えておりまして、現在その発注をかけておるところでございます。

以上で、総合福祉会館の運営に関することにつきましての説明を終

らせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

委員長 ただいま報告が終わりましたので、質疑、ご意見等があればお受けいたします。 西谷委員。

西谷委員 今回の説明の中でちょっとお尋ねしたいんですが、会議室のそういう入館者数っていうのはわかったんですが、会議室そもそものそういう視聴覚室とか会議室の稼働率ですね、どれぐらい稼働してるのかっていうのがひとつと、実際に今説明があったように、利用者の要望に応じて生垣とか足湯の囲いとか案内のサインとか結局できてから住民の声を聞いてそれに対応していくと、これは行政として利用者の視点に立った部分では当然のことやと思うんですが、そういう延長線上の中では、この前12月議会では否決になりましたが、今も私自身が町内を歩く中ではせっかくできた保健福祉会館が、会議室に土・日使えないんだっていう、そういう不満の声を聞くんですが、こういう延長線の中でやはり住民の声聞いて仮に決まったことであっても、適宜住民の目線に立って変えていくということは、私は必要じゃないかなと思うんですが、現在の見解を聞かせてください。

健康対策課長 まず1点目の会議室の利用状況でございますけども、9月から12月におきましては会議室の利用は191回ございます。まず第1会議室の利用回数でございますけれども87回、申し訳ございません、第1会議室が、稼働率でございますけども、稼働率は午前中で49.6%の稼働となっております、午後が41.8%、夜間ということで21.5%の稼働率です。それと、先ほど申しましたように全体の会議室の利用回数ということで191回、これが稼働しております。それと減免割合でその稼働の割合を調査をいたしました結果、減免100%の方が利用されている方が123回、それと減免50%で50回、それと全然、減免0%ということで18回の稼働となっております。

それと2点目の件でございますけど、いろいろと住民の要望を聞いて

て施設の関係につきまして改善をしておりますけども、当然開かれた施設ということで目指しておりますので、住民の声を聞いてそれに伴いまして改善をしていくのは当然と思っておりますけども、会議室のそういう日曜日の施設の開放等につきましては、まだまだこれから十分検討していく余地があるとは思っておりますので、十分そうした住民の声も反映させながら、その施設の整備につきましては検討してまいりたいと考えております。

西谷委員 早急に土日とか、やっぱり実際に働いておられる方が使えないっていうのは当然の話やし、その辺のところもぜひ検討していただきたいなと思います。ただ、今回の稼働率の中で49、41、夜間が21ということの中で、結局減免100、要は減免100っていうのはただで使われるということやと思うんですが、それが一番多くてっていう部分の中では、まだまだこの施設そのものが浸透してないのかなと、この数字を見る限りではこういうふうに思いました。それともう少し今回、今の会議室、この49、41、21っていうのは全体のトータルの稼働率っていう考え方をすればいいのか、それともこの第一会議室だけの話なんか。

健康対策 全体の稼働率です。

課長

委員長 町長。

町長 土曜は会館をしております。土日やなしに日曜だけ休館でございますので、それだけご理解いただきたいと思っております。問題は何も別に社会福祉協議会もあれば、社会福祉に関係する関係ですから、私は大いにそういうやっぱり民生児童委員さんとか、また社会福祉に関係している団体をご利用いただくと、一般の方も空いておればご利用いただくと、私はやっぱり施設の中で斑鳩町には斑鳩中央公民館、あるいは東、西公民館、あるいはまたいかるがホール等がございますから、や

はりみな適宜にですね、そういうところをご利用いただくと、いかるがホールでも土曜、日曜やったらほとんど抽選せんと入れないという状況でございますから、そこらの問題は月曜から金曜日に施設等がご利用いただくのが少ないというところを、もう少し幅を広げていくことが一番大事だろうと。私は日曜日っていうのはやっぱり一応皆さま方お休みでありますから、そういうところでは、やっぱり斑鳩中央公民館、西、東、あるいはいかるがホール等会議室がありますし、各地域に公民館もございますから、ご利用いただいているということでございます。

西谷委員　　今、町長はずっとこの前から他の施設が空いてるんやからっていうことをおっしゃっています。ところが実際住民の方からすると目の前に施設があるのに、わざわざ遠い所行かないかん。確かに車でとか、そういう行ける人はそういうことで簡単に移動っていうのは町内できると思うんですが、実際に町内で会合する、あるいはその地域の各種団体が会合する場合に、ごく歩いてすぐ行けるのに使えへんみたいな部分の中で住民の方からの声やないのかなと思うんです。私自身は、町長はそのようにおっしゃいますが、私は足腰の弱った人とか、自分の行動範囲のなかで自分で歩いていける行動範囲の狭い人っていうのを考えると、できるだけそばの公共施設を開放すべきやないのかなと思いますんで、これはなかなか話が合いませんので、私として住民の声としてはこうであったということを委員会に言うておきたいと思えます。これで結構です。

委員長　　ただ今の意見、西谷委員のご意見ということで終わらせていただきたいと思いますが。続きまして木田委員。

木田題員　　いろいろと施設の中の、歩行浴とか足浴とか、会議室の利用とか報告受けてますねんけども、その中でですね、介護浴室の利用者ちゅうんですか、それはまだ今までに聞いてないですねんけど、どういう利

用状況になってんのかね。結構広い立派な介護浴室とっておられるのに、それが利用されているような状況が報告されてないということだね、どういうふうな状況になっておりますか。

福祉課長 今、ご質問いただきました介護浴室の利用状況でございます。12月の4日に1組のご夫婦の方がご利用いただきまして、計12月25日までに7回ご利用されました。その後その利用されました方につきましては施設の方に入所されたということでその後利用はございません。その他の方の利用はないという状況でございます。ただこういう状況でございますので、できるだけ施設の利用を図るために周知ももう少ししていこうというふうに考えているところでございます。

木田委員 ただ今のね、報告受けても1組の方が12月4日から12月25日まで利用されて7回ですか、ほんで施設入られたからそれ以後はないというような状況ですのでね。結構あれ立派な何になっていると思いますねんけどね。もうちょっとこうやっぱり利用していただかなければですね、また無駄な施設やとか言われるようなことになっていかんと思うので、なんかそういう利用を啓蒙するいうんですか、そういう何は、広報でもええやろし、なんかこういう利用の、まあそんな介護浴みたいなんえろう利用されたえらかなわんわんと思っってはんのかどうか知らんけど、やっぱりそういうこともね、せっかく、まあ中には、わしかて歩行浴うちの子どもと行ってるねんけど、歩行浴の方はまあ言うたらもうちょっと広かった方がええのと違うかというような感じもあるからね。やっぱりある程度そういうふうにご利用していただかなければね、もう12月終わって1月正月終わってこれもう2月ですよ、そしたら2ヶ月間誰も利用されておらないということは、結局やっぱりよそでなってるような状況になったら、せっかくあれだけのもの造って大変やなと思いますのでね。そういう利用をね、していただけるようにですね、やっぱりそれは介護者がおらなければ、一緒に入る人がおらなければ利用できないというようなことでないような、なん

か方法を講じなければ、利用ちゅうんか、それは伸びていかない、利用率ちゅうんですか、伸びていかないの違うんかなと思いますねんけど、それについてですね、どういうふうに今後利用者ちゅうんですか、そういうことをお考えになっておんのかですね、それをお聞かせ願いたいと思います。

町 長 今ご指摘のように、これを造るときに皆さん方からこういう介護浴室等を作るっていう設定の中で作らせていただいた。今、木田委員もおっしゃるように、この関係等についてはやっぱり利用される方のPRっていうのか、そういう努力をすることが一番大事でございますし、そういうことに努めていくのがわれわれの使命だと思います。そういう点についてこれからやっぱり議会あるいは理事者側と積極的にそういう関係等について介護浴室の関係等のご利用についてですね、PRをしながら努力をしてまいりたいと思っております。

木田委員 それとですね、今もう移動浴室ちゅうんですか、移動浴いうんですか、あれはやっておられないんですかね。町としては。

町 長 一応移動入浴バスにつきましては、一応3月31日をもって廃止すると、4月1日からはしないということで社会福祉協議会等で理事会あるいは評議員会等でご審議をいただいて利用者が少ないということもございますし、やっぱりこういう時ですから各個人で、あるいは施設でやってるデイサービスがございますから、どうしてもデイサービスの方に取られてしまうということもございましてですね、利用の関係から考えますと費用がかかることですから、一応3月31日で移動入浴は廃止するというところでございます。

木田委員 そしたらですね、その利用されておる方を介護浴室の方に利用していただけるというような何は、方法ちゅうんかなんか、そういう何はないんですかね。もう民間ちゅうんかそういう施設とかへ行かれてし



もたら、あとこの介護浴室の利用っていうのも途絶えてしまうという  
ような形になってくると違うのかな。やっぱりこの家族が一緒に入  
らないかんということになれば、なかなかやっぱり利用しにくいと思  
いますねんけどね、だからあれだけの立派な介護浴室あって、そして  
利用されないということになれば、やっぱりもっと利用してもらえる  
ようにですね、PRしてもらいたいなということは要望しておきたい  
と思います。それと今年度なんか生垣設置ということをおっしゃって  
おられたんですけども、とにかく9月1日ですか、開所された時に玄  
関の所に一本だけ木枯れてましたわな、あれもうおおかた5ヶ月経つ  
のに未だに植えられておらないということは、生垣の時に一緒に植え  
られるのかね、あの時に飯島の木を持って来られたあっこへ植えられ  
るのかなと思ったら違うところへ植えられたから、あれずっとあの場  
所空いたままなってるねんけど、それはいつ植えられるんですかな。

健康対策 正面の所、入る所にハナミズキ5本開館当時に植樹をしておりまし  
課長 たけれども、確かに1本枯れております。今現在、施工した造園業者  
に時期がございますので、1本発注をしておるところでございます。  
近々植樹されると思いますのでよろしく願いいたします。

木田委員 それはもうなんか1年間の補償の中でそれを植えてもらえるって聞  
いたんですけど、発注いうことはお金払うということになるんちゃうん  
かなと思いますねんけどね。

健康対策 申し訳ございません、1年間の貸し担保ございますので、当然それ  
課長 でしていただきます。

木田委員 はい、結構です。

委員長 ただいま委員の方のいろいろご意見の中で、その介護浴室ですね、  
それについて、訪問入浴、4月からなくなるということで、そしたら

そういうサービスを受けておられる方というのは介護保険との絡みのある中で、ご家族で介護浴室入っていただくのはいいけれども、例えばその方が単身の方でヘルパーさんに来ていただいて、家で入浴をしているけれども、たまには広いところでゆっくりと入浴したいということでヘルパーもついてきますということであれば、そういう場合利用できるのか、できないのか、このへんははっきり今後訪問入浴なくなるのに合わせてちょっと、このへんははっきりしとかんとあかんとこかなあとというふうに私もちょっとただ今のご発言の中で感じておりました。どう考えたらいいですか。 西川福祉課長。

福祉課長 今ご意見いただきました件は、障害者の場合と介護保険を利用される場合と少し条件が違います。障害者の方ですとそういうふうに単身の場合で家族が介助できないという場合ですと、ヘルパーさんをお願いして利用できるかと考えております。あと、介護保険の場合は介護保険制度がありますので、家でお風呂に入られる、できない場合ですね、お風呂が壊れたとかそういうことの中で特別な扱いとしてですね、そのお風呂にヘルパーさんと一緒に使ってもらえるように今考えております。

委員長 ということは介護保険にからんできた利用者さんについては、特別な事情がない限り、一般的には使うことができない。訪問入浴はなくなるけれども、そういうことになってしまうということについては、もう少し私たちも考えていかなければならないかなと、4月からたちまち困る方何名かおいでになられますのでね、訪問入浴利用されていた方も。そしてやっぱり入浴するっていうことは気持ちのいいことですし、せっかくある施設を、今報告聞いてたらほとんど使っていないような状況、今年になってからもまったく使っていないという状況の中で、どう使っていただくべきなのかということ、私たちも考えていかなければならないと思いますが、やっぱり担当の方でもそのへんまた十分にいろんな制度と整合性を持たしながら、より使っていただけ

るような方法を考えていていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

他に委員さんの方でなにかございますでしょうか。 中川議長。

議長 先日住民の方にちょっと指摘をされたことを申し上げておきたいんですが、社会福祉協議会の窓口だと思うんですがね、窓口の前、住民の方が立たれたら顔をじっと見てものを言ってもらえなかった、休みなんかな、来たら悪かったんかないうふうな雰囲気を感じたと。非常になんて言うんですか、精神的に言うたら悪いですけど苦痛ちゅうんか、その時間が、だま一って顔見られた時間がむちゃくちゃ長かったと、なぜああいう時って、朝やったら「おはようございます、今日はどうのようなご用件ですか」とか、「こんにちは」とか、声をかけてもらえないのやろかと、そんなことぐらいきっちり指導しておいてほしいと、お願いしといてくださいと。まあこれは総合保健福祉会館にかかわらず庁舎でも一緒や思いますねんけど、そこらの対応ですね、よろしく願います。私自身も下へ降りますとでんな、顔じっとみられてでんな、なんやろなってな時ありますやん。だからそんなんやなしに、ぱっと職員さんの方から声かけてもろて、今日はどうのようなご用件ですかとか、優しく接していただきたいということをお願いしておきたいと思います。答弁あるんやったら。

委員長 答弁ございますか。

議長 いや副町長、いつも言ってるこっちゃもんって、それができてまへんさかい答弁してほしいんです。

委員長 確かにね、社協さんの場合、今までやったら建物の中へ入っていきますのでね、旧の時は、お客さんやって絶対わかるんですが、今フリースペースができてきましたので、お客さんなのかどうなのかということをもあ職員さんも見極めようとされてるのかも分からないんです

けどもね。だけども、やっぱり社協の方へ向かれたら「今日は何か御用でしょうか」ということでやっぱりお声をかけて、用事なかったもよろしいやん、その人用事なかったもよろしいんやん。「ご用でしょうか」って、ちょっと一声かけていただくというような、そういうことをやっぱりしていただいていただけるように、今、議長からのそういうご意見ですので、また徹底しといていただけるようお願いしたいと思います。他に委員さんの方で、総合保健福祉会館の運営に関してございますでしょうか。

( な し )

委員長 それでは、これをもって質疑を終結いたします。本件については報告を受け、一定の審査を行ったということで終わらせていただきます。

次に、2. 3月定例会の付議予定議案についてを議題とさせていただきます、予め説明を受けることといたします。

初めに、(1)斑鳩町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例について、理事者の説明を求めます。西川福祉課長。

福祉課長 斑鳩町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例について、ご説明申し上げます。お手元の資料配布しております最後のページに要旨を付けておりますのでご覧いただきたいと思います。

介護従事者の処遇改善のために、来年度に行われます介護報酬の改定に伴う平成21年度及び22年度の介護保険料の上昇分を抑制するために、周知費用も合わせまして必要な経費が国費より交付されます。この交付金は介護従事者処遇改善臨時特例交付金と申しますが、この交付金は、平成20年度中に交付されまして、その受入れについては平成20年度中に基金を設置し、その基金に積み立てる必要があるということから、今回その受入れのための基金の設置を行うものであります。交付額の対象となりますのは、地域支援事業を除きました介護保険本体の給付費の介護報酬改定に伴う増加分でありまして、平成2

1年度分の交付額は、その報酬改定に伴う保険料基準額の上昇額の全額、平成22年度分はその上昇額の2分の1の額というふうになっております。この基金の清算は平成23年度末で行いまして、残余金があれば国庫に返還することになります。このあとの案件でもありますように、介護保険事業特別会計の補正予算がありますので、その中でもまたご説明させていただきますが、交付金の額につきましては、介護従事者処遇改善臨時特例交付金の周知を第1号被保険者に行うに必要な趣旨普及費用として134万4千円、また給付費用として1,356万1千円を合わせた経費として1,490万5千円となっております。平成20年度中にこの1,490万5千円が交付されますことから、この交付金を基金を設置して積みたてることとなります。

この条例（案）を見ていただきたいと思います。第1条設置の目的から第7条委任という条項になっておりまして、内容につきましては今説明させていただいたとおりでございまして、施行期日は公布の日から施行させていただきます。3月議会にはこの条例案を提案させていただく予定をしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお尋ねになりたいことがありましたらお受けいたします。いかがでしょうか。ございませんか。

( な し )

委員長 ないようですので、次（2）斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。 西川福祉課長。

福祉課長 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。資料2の最後のページに要旨を付けておりますのでご覧いただきたいと思います。すいません、最後から2枚目でございます。申し訳ございません。介護保険の保険料率は、介護保険事業計画に定めるサービスの給付見込量に基づきまして算出されることから、現在行

っております介護保険事業計画の見直しに伴いまして、介護保険条例第3条を改正し、平成21年度から23年度までの保険料率を定めることとし、本条の第3条の一部を改正するものでございます。

新たな保険料の基準額につきましては、月額4,000円となりまして、保険料段階は現行7段階から12段階とし、その被保険者の負担能力に応じたよりきめ細かな設定とするものです。さらに、先に説明いたしました介護従事者処遇改善臨時特例交付金の交付によりまして、付則において第3条の規定に関わらず、平成21年度及び平成22年度の保険料の特例措置の規定を設けるものであります。

まず、今申しました介護保険事業計画であります。現在、平成21年度から23年度までを事業期間とする第4期事業計画の策定を介護保険運営協議会にお願いいたしまして、今まで4回の会議で検討しております。4回目の1月15日の運営協議会におきまして、第4期事業計画期間における介護保険料の諸係数等についてご検討いただきまして、その中で介護保険料段階設定につきましても12段階制の導入と保険料率のご了承を得ておるところでございます。今後、第4期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画を3月末までに策定する予定となっております。

また、介護保険料の段階設定と保険料率であります。資料2の最後のA3用紙の資料をご覧くださいと思います。この資料は、第1号被保険者の介護保険料額等につきまして、表の左半分が第4期、今策定しております平成21年度から23年度の案となっております。また表の右半分につきましては第3期、現行の計画でございます。平成18年から20年度とを表しております。両者を比較したものでございます。介護保険の保険料率は、介護保険事業計画に定めますサービスの給付見込量に基づきまして算出されますが、第4期介護保険事業計画の策定に伴いまして、被保険者の負担能力に応じたきめ細かな設定として、現行の7段階、右側の保険料でございますが、7段階となっております。それを左側12段階制という風に設定しております。

今回の保険料の改定に際しましては、平成17年度に税制改正がありまして、高齢者の非課税限度額が廃止されたことに伴いまして、保険料の激変緩和措置の低所得者対策を現在講じておるところでございます。その対策を考慮いたしまして、現行の第4段階と第5段階、右側の表でございますが、第4段階と第5段階を2分化するというところで、低所得者への配慮を行っております。このため、保険料率につきましても、激変緩和措置の割合を用いまして第4段階を0.91と、左側の表でございますが、右現行の第4段階を左側では第4段階と第5段階に分けております。また右側の第5段階を、左側では6と7というふうに分けております。その新しい保険料の第4段階の基準額に対する保険料率という欄を見ていただきましたら、基準額かける0.91になっております。現行ではこの4と5を合わせたものが第4段階となっております、基準額かける1.0となっているところでございます。また第5段階につきましても2つに分けまして、基準額かける1.16と、それから基準額かける1.25と2つに分けております。さらに、資料の右側、現行の第6段階と第7段階につきましては、合計所得金額で500万円未満と500万円以上で分けておったところですが、今回の改定後につきましては、左側を見ていただきましたら合計所得金額200万円以上1,000万円未満におきまして、200万円ずつに分けておりまして5段階の設定をしております。合わせまして第1段階から12段階とすることで保険料を細かく設定し、被保険者の負担能力に応じたよりきめ細かな設定とさせていただきます。

また、基準額につきましては介護保険給付費準備基金の活用によりまして、保険料を現行の保険料に据え置く予定でありましたが、介護報酬の改定がおこなわれたことから現行3,900円から100円の値上げとなりまして、平成21年度から4,000円となることとなります。その額につきましては左側の表の第5段階の基準額かける1というところが年間で4万8千円となっております、月額で4千円となるところでございます。現行では第4段階でございまして、4万6,

800円それが月額で3,900円となっておるところでございます、その介護報酬の改定がございますことから100円の値上げになるところでございます。

しかし、先に説明しましたように介護従事者処遇改善臨時特例基金によりまして、平成21年度は保険料基準額の上昇額は国庫から出されることから値上げはなしという形になります。また平成22年度分につきましても、その2分の1を国費で補うことから月額50円のアップということになるところでございます。また平成23年度につきましても、国費の補助がなくなるということから100円の値上げとなって4,000円となるところでございます。

今回の改正箇所につきましては、資料の中の斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例(案)の新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。この改正箇所につきましては、アンダーラインを引いて示してあるところがございます、今説明させていただきました1段階から12段階の保険料と付則におきまして経過措置を追加させてもらっているところがございます、なお施行につきましては平成21年4月1日施行という予定でございます。3月議会にこの条例の改正を提案させていただき予定をしておりますのでよろしくお願い申し上げます。

委員長 ただいま説明が終わりましたので、これにつきまして何かお尋ねになりたいことがあればお受けいたします。いかがでしょうか。

( な し )

委員長 すいません。1点なんです、非常に細かく負担能力に応じてということは私もずっと申し上げてきましたが、今回保険料率などを見ても、非常に細かく考えてやっていただいている、これはまあ全体の数字を見て率もこういう風に決まってきたのかなと、これまでの保険料設定の成り立ちから考えまして、そういうふう思うんですが。ただですね、今、もしわかるようでしたら新しい方のこの12段階に当て



はまる人数っていうのを、どれぐらいいらっしゃるのか、各段階ごとにね。今想定されている人数、これまあきっちり決まるのはね、前年の所得をきっちり見ないと、そしてまた新たに65歳以上になる方ともいらっしゃいますのでね、一概に正確な数字って現在でないっていうふうには思っておりますが、この保険料、率を設定された時にね、想定されてたこの12段階までの人数ですね、の掴みをできましたら参考までにお尋ねしたいと思うんですが、分かりますか。

福祉課長 今、質問ございました各階層の被保険者数の人数でございます。事業計画の中で平成22年度の3年間を出しておるわけですが、今申させていただくのは22年度の数値、ちょうど真ん中の年の数値を申し上げたいと思います。第1段階では73人、率で言いますと1.2%になります。第2階層では1,010人、率で14.5%でございます。第3階層では541人、7.8%でございます。第4階層1,517人、21.8%でございます。第5階層が818人、11.8%、第6階層が724人、10.4%、第7階層が944人、13.6%、第8階層が980人、14.1%、第9階層が175人、2.5%、第10階層が61人、0.9%、第11階層が33人、0.5%、第12階層が70人、1%、合計で6,946人、被保険者数という形になっております。

委員長 はい。ありがとうございました。やはりこれで高齢者の皆さん方のだいたいどの程度の負担能力っていうのか、どういう階層にどれぐらいいらっしゃるのかっていうのは、非常に私たちも参考になる数字でございますので、きちっと報告をしていただきました。ありがとうございます。他になにかお尋ねになりたいことございますでしょうか。

これについてはよろしいでしょうか。特にございませんか。

( な し )

委員長        それでは以上で終わらせていただきまして、次に（３）斑鳩町ふれあい交流センターいきいきの里設置条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。 西川福祉課長。

福祉課長        斑鳩町ふれあい交流センターいきいきの里設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。お手元に配布しております資料 3 をご覧いただきたいと思います。その最後のページの要旨をお付けしておりますのでご覧いただきたいと思います。

ふれあい交流センターいきいきの里につきましては、入館するとオープンな大広間がございまして、入浴されない方も大広間を利用することができることから、入浴をされずに大広間で長時間くつろがれる方もおられます。最近では、高齢者の利用が多くなりまして、また入浴者数も全体でも利用者数も増加してきていることから、入浴後の交流やくつろぎの場である大広間の利用目的を損なわないように、その整理を行うために、現在の使用料を入館料に改めるとともに、小広間の使用について入館料と予約されて使用される 1 回 5 時間以内の使用につきまして 5 0 0 円の使用料を支払っていただくということで、所要の改正を行うものでございます。

ふれあい交流センターいきいきの里につきましては、高齢者のみならず異世代間の交流を図る浴場を備えた施設として、多くの方にご利用いただいておりますが、この施設の交流、憩いの場があります大広間でございますが、入浴をしないでご利用される方がありまして、特に水曜日、土、日曜日のご利用が多い時には、利用者から入浴後にゆっくりとくつろげないという声もいただいております。ご利用者の方の公平性に配慮しながら、入浴する、しないに関わらず館内に入れば入館料をいただくことにするものでございます。また小広間につきましては、予約により 1 回、5 時間まで小広間を専用使用できることから、大広間とは区別をさせていただきまして、1 回 5 0 0 円の使用料を設定しております。

今回の改正箇所につきましては新旧対照表を、2 ページ目でございます。

ます、新旧対照表をご覧いただきたいと思いますが、今回の改正箇所につきましては、アンダーラインを引いてある部分でございまして、現行の浴場の使用料、入浴料でございまして、これを入館料に変更するものでございます。入館料を払っていただくことで入浴ができ、また大広間も使用できるというものでございます。

また小広間につきましては、事前予約をしていただきまして、入館時に入館料と合わせて使用料1回あたり500円、1回の使用は5時間以内ということでございます。

また娯楽室、カラオケルームでございまして、これにつきましては、現行どおり1時間1,000円をご利用いただき、もし入浴される場合につきましては、入館料を別途払っていただくということに考えております。また、ゲートボール場、またふれあい広場、または喫茶室のみを使用される場合につきましては入館料はいらぬというふうに考えております。なお、施行につきましては、平成21年5月1日施行と考えておりまして、また広報、周知につきましても、いきいきの里での掲示や町広報紙等を用いまして周知を図りまして、混乱の無いように進めてまいりたいと考えておりますのでよろしくご理解のほどお願いしたいと思います。また3月議会に、この条例の改正を提案させていただき予定を考えておりますのでよろしくお願いいたします。

委員長 　ただいま説明が終わりましたので、委員皆さんの方で何かお尋ねになりたいことがあればお受けいたします。　木田委員。

木田委員 　まあ趣旨はようわかりますねんけどね。この時期にこういうふうに入館料としようと思われた一番の原因ちゅうんですか、それはどういうところにあるのかなと思いますねんけどね。できた時からやっぱりよそでは風呂入ろうと入るまいとやっぱり入館料という形で今までとっておられたんでね。またこの一番この社会情勢が厳しい時にですね、入館料として差し替えられるということについてですね、どういうふうな考え方でもってそういうふうにするとしておられるのか、その

なにを教えていただきたいと思います。

町長 特にいっきの里に行きますと、長時間将棋とかそういうことをされている、そしたら風呂入った人が出てこられても、そこで休憩できないという状況等がここ1, 2年調査をしておいてですね、そういうことが目に余るようなことが出てまいりますし、やっぱりそういうことになったら入館料をいただいて、そして風呂に入る、入らないに関わらず、やっぱりそういうことをしていこうという考えの上でですね、やっぱりやらなかったら、もうずっと占領されたらなんぼでも増えてくるという状況でございますから。そういうことの中で一つやっぱり入館料として一応いただくというようなことで、去年あたりからいろいろと考えながら調査をしておったわけでございますけども、その中で今年からそういうことで踏み切ろうということに考えてきたわけでございますのでよろしくお願いします。

木田委員 ということはですね、もう2年程前からそういうことを考えておられるということは、今財政的に厳しいというような中で、突然考えられたことではないというふうに理解してよろしいんですね。

町長 別段そういうことではなしに、占領されるということを解除するためにもやっぱりそういうことは大事だろうということでございますんで、財政的な問題とかそういう問題ではなしに、一応入館される方がゆっくりとくつろいでいただける、そういうことも考えた中でさせていただいたということでございます。

木田委員 それとね、町内の人とですね、町外の人との利用率っていうんですか、それについてですね、現状どういうふうになってるのかとですね。そして町外の人に対する周知っていうんですか、それはもうただ来られてば一っとその玄関ちゅうんですか、そこに、これいつからやったかな、5月1日から有料になりますというふうに掲示するというだけ

のことで終わるのかですな、その辺どういう風に考えておられるんですかな。

住民生活  
部長

まず、入館料の関係で町外と町内の入館料の関係でございますけれども、利用者におきましては町内の入館の方が、平成19年度におきまして、町内が88パーセントの方が利用していただいているところでございます。また入館料につきましても差がございまして、16歳から65歳までの方で町内の方は当日300円、町外の方が500円となっております。それから町外の方への周知の関係でございますけれども、今のところ条例が通りますと、館内に表示をさせていただいて、町外の方には入館料5月1日から取るということ、それから町内の方につきましては、広報、それから広報以外にチラシですね、このいきいきの里の案内も兼ねたチラシで、5月1日から入館料が要りますよということで、利用の啓発も兼ねまして周知を図ってまいりたいと、このように考えているところでございます。

委員長

他に。 吉野委員。

吉野委員

私もここはよく利用させてもらってまして、例えばウォーキングとか催しがあって法隆寺駅へ着いて、町内の人が半分、それから町外の方が半分というような場合がよくありましてですね、そしてあそこで食事をしたりするという場合に、大広間を利用したりする。あんまりそこは風呂は入らなくて利用してるんですよ。それと結構なんて言うのかな、困ったなとかいうのは思ったりしてるんですけどね。そういう関係と今こういう改定案でできましたけども、やはりあそこへ集まっている、ある地域の方達が、近い方たちが多くてですね、西里、東里あたりが多いんですけども、この人らのご意見とかは聞いた上でやっているのか。それともこういう状況だからやるんだっていう、役場主導っていうか、行政主導でやってしまうのか、その辺はどうなんですかね、意見聞いてますかね。

副町長 先ほども西本部長が言われましたように、今までは入浴者が、入浴されない館だけを利用されるという方が囲碁等で占領する、非常にこれは困ると、われわれが入浴した後くつろぐスペースがないと、なんとかしてほしいと、こういうことが非常に多く苦情がきたんです。そういう関係から、やはり入浴を主とした施設ですから、入浴をしていたただこうということの趣旨で入館と決めて、施設に入れたら料金をいたただこうということで決めたわけでございます。行政主導というよりも、一応行政が考えましてんけど、住民の多くの方からの強い要望があったと、まあお金をとれということではなしに、占用してもらうなということでございます。

委員長 町としてはそういう苦情のあったことに対する対策のひとつとして、こういうことを考えたという考え方なんだということが、今、答弁で明らかになったわけですが。他に委員さん、皆さんの方で何かご質問などございますか。 中川議長。

議 長 今副町長おっしゃるようにね、有料でお金を払ってお風呂に入浴された方がお風呂上がってから休憩する場がないと、無料の方が先に占領していると。だからその打開策として入館料と、お風呂入っても入らなくてもいただきます、それはよく分かるんですよ。その中でね、無料だった小広間を有料にするということはでんな、小広間を利用しようと思う人は大広間へ流れる可能性ありますわな、同じ入館料払うねんから。これがちょっと趣旨からね、小広間を有料にするというのがずれてるのかなと思いますねんけどね。そこらどない考えてますねんやろ。

副町長 今、議長の指摘なんですけど、当初は小広間を無料ということを考えてたんです。ただ、やはり一つの部屋として、小さい部屋ですから、それを使用していただくにはやはり有料にすべきではないかと、ここで

小広間を使用される方は最低700円いるわけですね。これは1室500円ですから、そこに5人がその小広間を利用されたと、1人100円ということになります。そういうことでわれわれ考えたのは、安価な使用料だということを考えまして、どちらにしろ全部使用料いただくならば、やっぱり小広間も使用料をとると、こういうことの考えでやったわけです。

委員長

今の説明聞いてましてね、先ほど吉野委員もありましたけども、たまたまハイキング行こうと、私達女性の中ででも歩こう会とかやりながら、ちょうど途中にあたるんで、あそこでちょっと小広間、そのグループでお借りになってあそこで食事させてもらおうと、自分達女性陣やったらいろいろぺちやくちゃ話すのにね、小広間を予約しといてそこで途中で休憩するのにお借りしてたと。で、その人たち言うたら今まで0円ですよ、お風呂入らんと小広間予約しといて借りられて、喫茶室で食事取るなりして、そこで食べられて、そこへ入って休憩するのは0円やったわけですよ。そういう歩こう会の人たち、年齢65歳までの方達が多いんですけども、私の知っている人はね。そしたら1人入館料300円になっちゃうわけですよ、その方たちは、若い言うたってそんな若くもないんですけど。1人300円になってグループで10人いいたらそこで3,000円と、この小広間借りる500円で3,500円。今まで0やったものが3,500円やということになるんですよ、そんなんしれたあるっていうのは、これ本当に私は簡単に言えない金額だというふうに思ってます。まだ年金貰えない年齢で、退職はしてるけれども年金貰えない方たくさんいらっしゃいます。日々の生活、細かいお金を計算しながら使っておられます。そんな方達が自分の健康を保とうと思って活動してはって、今まで非常に助かった、そういう利用の仕方も私は大いにしてくださいと、PRをしてきましたが。でも、いっぺんにそんだけお金かかるとなると、やっぱりそういう年代の人たちは余計敬遠してしまうと、その施設に対してね、なかなか行かなくなるっていうことになるのか

など。あそこの施設を町はどうしたいんやろうと、私もこれ聞いててよくわからないですが。今後の運営のやっぱり方針ですね、年寄り多いから言うて年寄りに合わせた年寄りだけのものにするのか、でも私もたまに入浴行ったら、ご家族連れ、小さい子供さん連れはってご家族連れで入浴されてる方、そしてそんなにお年いっておられない方がカラオケルームを使っておられる状況もあったり、カラオケルーム使う方は入館料は取らないわけですからね、入館料取らんと、カラオケルームの使用料だけ取るわけでしょ、ほんでゲートボール場も今までから無料で、これも予約せんとあかんのやろうと思うんですけど、予約受けるけどゲートボール場は無料ですよと、広場とか大広間とか予約関係なしに不特定多数が使うところについてはそんないちいちね、管理できませんので、申し込みもいただくとかそんなわけにはいかないんで、そこについてはフリースペースという感覚で私もおったんですけどね。ここの整理の仕方、町がしようとしてはる、趣旨は先ほど木田委員もおっしゃられたりしてますし、議長もおっしゃられていますので、一定理解はできます。利用者さん達が気持ちよく使っただけ、そしてより公平に、不平不満がでないような施設として、今後ますますより多くの町民さんに使っただけ施設としては大事なことなんですけども。じゃあ今のこの提案で、はい結構ですと言えるのかって言うところちょっとやっぱり疑問があるかなあというふうには、私もちょっと感じているところなんですけども。これは私も意見として発言させていただきましたが、私も他の委員さんのご意見を聞くことの方が先、職務でございますので、他の委員さんの方でご意見さらにございましたらお受けいたしたいと思っております。

吉野委員。

吉野委員 すいません。もう一つ付け加えまして、あそこ大変いい観光スポットなんです。町内の人から見たら入浴施設かもしれないけども、よそから来た人はあその場所が一番喜ぶわけなんです。大和三山、畝傍、耳成、天香久山全部見えますしね、斑鳩町域、奈良平野全部見



えるところなんです、大変いい場所に斑鳩町さんはこういう施設造ったんだなとって、皆さん喜ぶ場所なんです。その点からも見て入浴を主眼にした場所であるということでこういう改定するということなんですけども、どうでしょうかね、もうちょっと考える余地を残した方がいいんじゃないかと私思うんですけど。

委員長           ご意見ということで。他になにか委員の方でご意見ございますか。他、特にございませんか。

（ な し ）

委員長           この問題につきましては、当委員会の中でも疑問を持っている、そしてまた状況もあると、そしてまたさらに議長の方からも一定のご指摘もいただきましたけれども。十分な、住民さん達にいかに公平に、そしてより快適な施設となる方策として、これが本当に妥当なのかどうか。色々な意味での整合性、金額も500円ということですけども、和室の公民館なんか午前中借りましたらね、300円です。金額も安くて、そして広いし、あそこの小広間本当に狭いから本当に10人ぐらいで使うのが精一杯ぐらいの広さなんですけどね、そういうことも含めまして、さらに再度検討の余地があるのではないかとということをご提案申し上げておきたいと思います。

他にないようでしたら次に進めさせていただきます。

（4）斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

植村国保医療課長。

国保医療課長       それでは、斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

資料4をご覧くださいと思います。

このたびの改正は、国民健康保険税につきまして、収入等の激減に

よりまして生活が著しく困難となった方に対しまして、必要と認められる場合には、減免を行うことができるよう改正行うものでございます。それでは資料4の2枚目の新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。このたびの条文の文言につきましては、同じ社会保険料でございます介護保険料の減免の文言と整合性を図るよう改正を予定しているところでございます。現行要件に、新のところですが3号から5号を追加いたします。まとめて申しますと障害者になった場合や長期入院をした場合、事業を廃止した場合や失業した場合、農作物が不作になった場合などで生活が著しく困難となった方に対しまして、それぞれ減免の対象となるよう規定するものでございます。その裏面をご覧いただきたいと思っております。また第7号といたしまして、その他の事情により減免することが適当と認められるものということで付け加えてさせていただいております。これにつきましては、例えば国民健康保険法の第59条において保険給付の受給が制限されている方、この59条と申しますのは、刑事施設や少年院等に収監されている方ということでございまして、その収監中は国民健康保険を使って医療を受けることができないということがありますので、そういう方の場合については減免を行っていかうという場合などを想定しているものでございます。

以上で、斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

3月議会に上程を予定しておりますので、よろしく願いをいたします。

委員長

説明が終わりましたので、何かお尋ねになりたいことがあればお受けいたしますが、いかがでしょうか。ございませんか。

すいません。私の方からちょっと1点お聞きしたいと思っております。この条例改正については、私も色々町に対して申し上げてきた経緯がございまして、少し進んだということについては、一定の評価はさせていただくところですが、ただですね、近隣でいろんな減免、軽減をさ

れている中で母子家庭さんであったり、身体障害者さんであったり、そういったところに踏み込んでの減免っていうことはここでは書かれておりません。私自身は住民税や所得税ですね、こういったものについては、例えば母子家庭さんの場合であったり、障害者さんの場合であったり、そしてなおさらに高校生、大学生を持っておられたら特定親族として控除が大きくされるというような条件がある中で、この国保税についてはそれらの控除は一切認められておらず、1人33万の基礎控除のみをもって所得から引かれ、そしてその残った金額に課税をしていくという方式になっているものですから、なまじっかちょっと所得がある場合ですね、非常に母子家庭さんでも非常に大変な生活をなさっている中で、この国民健康保険税、しかも値上がりしてきてますのでね、大変な負担能力を超えるような状況にあるということで、こないだも申し上げておったんですけれども、そこでです、せっかくの委員会ですので、お尋ねをしたいんですが、例えば、例ですが、母子家庭さんで、子供さん2人おられてお母さんが前年度は15万円、月額収入を得ておられて、仕事行っておられた。そしてそこをなんらかの事情で辞めなければならなくなって、現在パートで7万円の収入しかないということになった時にですね、この7万円からこのお母さんが支払う国保税っていうのはもちろん資産割とかそういうのは一切ありませんけどね。いったいこの方たった7万円の所得でいくら払わなあかんのやと。しかもそこになんの減免っていうのか、母子家庭さんやしちょっと収入も減らしたし考慮しましよかというような、そういう形の減免、考慮がされないという、今、この改正でもそういう状況になりますのでね、その場合ですね、単純に引いてくれはったらいいと思いますけれども、前年が15万あって今年が7万しかないんですよ、そんな場合に保険料としてはこの方今年の保険税いくらになりますか。

国保医療  
課長

パートでの収入が7万円となりますと、ちょっとそこから給与所得控除をして、所得を求めなければならないのと、それから家族の人数

にもよりますので、3人家族の場合ですので、ちょっと計算の方は少しお時間をいただきたいと思います。

委員長           すぐでませんか。

国保医療  
課長            ちょっと申し訳ないですけども。

委員長           委員会やからと思って、私そういう細かいこと言ったんですけども、たぶん本当に平等割、均等割もありますし、前年の所得に基づいて計算され、そして控除されるものはなにもないと、基礎控除のみということの中では非常に厳しい状況にあるという認識をやっぱり町としては持っていただきたいと思いますということを申し上げてきたわけですけども、前進したことは評価できるんですが、やはりもう少し実態に見合うような踏み込んだ形で、今後もさらに検討していただきたいと思いますというのが私の思いなんですが、この辺については今後の動向としては、今ここで改正したら今後の動向は見るのか見ないのかっていうところについて、町はどんな風に考えておられるのか、お尋ねをしておきたいと思います。

住民生活  
部長            今回、今まで一般質問等で委員さんからも、母子家庭とか障害者の方の減免については一定のご要望もあったところがございます。その辺も含めまして今回の改正では検討いたしました。ところが斑鳩町におきましてはその医療費と、障害者の方や母子家庭の方に医療費等につきましてまたかなり無料にしたり、県の基準よりも多く助成をしているといったこともございまして、とりあえず今回この要綱につきましては、介護保険の減免規定に合わせていきたいということで上程をさせていただきました。今後につきましては、今のところ先ほど申しましたように、障害者の方、母子家庭等の方についての減免は考えておりませんし、また近隣の町村におきまして、全部が全部その減免規定があるということではございませんので、勉強する余地はござい

ますけども、今段階では考えていないということでご理解いただきたいと思っております。

委員長

今の部長の答弁によりまして、私はさらに今後追及したいと思えます。それとですね、今の答弁の中で介護保険に合わせてとおっしゃられました。介護保険と健康保険、性質は違いますし、対象になる年齢が違います。そういったところも合わせましてですね、ただ単に介護保険に条文合わせましたでは納得できないと思えます。給付を受けられる対象者の中身が違いますのでね、あんまり簡単にそういうことはおっしゃられない方がいいと思えます。介護保険は65歳以上の方対象になっておりますのでね、やっぱりそういったところの中で、そしてまた障害者の方につきましても、今後も介護保険に統合していこうかというような中で、現在65歳以上の方やったら介護保険を優先させるわけですからね、障害者の方の障害者としての利用よりも、介護保険優先ですからね65歳以上の方はね。ですからそういうことではね、中身についてはずいぶん違うものがあるという、担当におかれてはそれぐらいは認識きちっと持っていてね、検討する余地は十分にあると思えますので、まあこれはこれぐらいにさせておいていただきたいと思えます。

他の方、これにつきましてなにかございますでしょうか。よろしいでしょうか。

( な し )

委員長

ないようですので以上、3月定例会の付議予定議案につきましては、予め説明を受けたということで終わらせていただきたいと思えます。

10時35分まで休憩いたします。

( 午前10時18分 休憩 )

( 午前10時35分 再開 )

委員長           それでは再開いたします。休憩中に理事者の方から資料の差替えの申し出、そして国民健康保険税のモデルケースに対する数字、そしてまたいきいきの里の条例改正に伴う町としての考え方について、これらについてのご発言の申し出がございますので、許可していきたいと思います。まずどれからいきましょうか。

西川福祉課長。

福祉課長       介護保険条例の一部改正する条例、資料2でございます。先ほど説明しておりました条例（案）のページ数が1ページ飛んでおりまして、今お手元に配布させていただきました資料と差替えしていただきたいと思います。新旧対照表以下につきましてはその通りでございますので、よろしくお願いいたします。

委員長           続きます、植村国保医療課長。

国保医療課長   先ほど委員長からモデル的に言われてました件の、国民健康保険税の金額でございます。条件の方は母親と子供2人の3人世帯、母親が40歳未満、資産がなしという状況でございますが、収入が月額15万円の場合には2割軽減がかかりまして、年額16万2,800円です。月額の収入7万円の場合には7割軽減がききまして保険税の年額が4万200円でございます。以上でございます。

委員長           ということはですね、7万円と15万円とで保険税言ってくれはってんけど、前年の所得が月15万あって今年度が7万円しかなかったら、この7万円しかないところから年額16万2,800円を払わなあかんということになるわけなんですよ。国民健康保険税は、前年の収入見はるんで。ですから私も相談受けたりするのはここなんです。やっぱり母子家庭さんの場合いろんな面で、勤めの条件うまくいかず

に辞められたり、辞めざるを得なくなったりとかいう場合があるんですが、次の年、とりあえず早う勤めようと思ってパート行ったら7万や8万しか貰われへんけども、その前ちょっといいとこで勤めてて一定貰てたら、もうこんだけ、16万2,800円ですもんね、年額、こんな月額にしたって相当ありますのでね。こういう方達が斑鳩町にもたくさんいらっしゃるということをやっぱり認識としてもっていただきたいなということからこのことを私は申し上げたんです。ですからその次の年はまたこのお母さんね、7万円のパート収入に応じて4万200円ですむわけですけどね、その次の年はね。だけどこの7万円に減らした時にね、前年15万やったらこんだけ払わなあかんと、7万しかあれへんのに、年額16万2,800円やったら1ヶ月で考えたって1万なんぼですか、1万だいぶありますね、こんなようけ払うのはやっぱり大変やろうと、私は現実的にそういう方から相談を受けて感じておった数字ですので、またこれらの状況、母子家庭さんの状況など色々勘案していただきましてね、先ほど部長はまったく考えてないというような、非常にいつもの部長らしくなく厳しい答弁をなさったわけなんですけれども、厳しく答弁されると私も厳しく追求したくなりますので、申し訳ございませんがまたそういうところもまた研究をしていっていただきたいと、斑鳩町の実態を見ながらね、研究していただきたいということを申し上げておきたいと思います。

それと合わせまして、いきいきの里の関係ですが、考え方について再度ご発言の方していただくということですので。

芳村副町長。

副町長

貴重な時間をお借りいたしまして、申し訳ございません。

先般斑鳩町で、ふれあい交流センターいきいきの里設置条例の一部を改正する条例について委員の皆さまから色々ご意見をいただきました。入浴の使用料を入館料ということ考えたのは、先ほど申しましたように、いわゆる入浴をしなくてそして広場を占用すると、利用するという方が非常に多くなっている、そういう状態の中では入浴され

て少し寛ごうというスペースがなくなったということで非常に苦情が多くなってきたということの考えから、入浴の使用料を入館料として改めてお願いしたい、こういうことをございまして、ただ先ほどもご指摘の中で小広間の1回あたり500円と、無料やったんが500円について色々意見をいただきました。われわれ考えておりますのは大広間については当然無料ですから、これは自由に大広間を利用させていただく、しかし小広間につきましては指定ということで、指定席ということの意味をもって、5時間以内で1回500円と、こういうことを考えてるわけをございまして、そういう認識で500円ということの利用料のお願いしたと、新しくいただくということをお願いしたということで、ご理解願ったらどうかと、このように思います。

委員長       ただ今副町長の方から改めて答弁いただきましたが、なにかございましたら。

                中川議長。

議 長       今、例えで町長、副町長の答弁聞かせていただいて、例えばコンサートでも自由席やったら2,500円、指定席やったら3,000円、指定席上がりませというような、それを例えたら、ああそういう風な理解もできんなという風に私も理解できました。ただその喫茶、喫茶を使う場合は入館料って、まあ先ほども説明していただいたから、今ごろ聞くのもおかしいねんけど、喫茶のみやったら無料でんのかな、入館料。

副町長       喫茶店を利用されるということは入館ということではなしに、その喫茶店で食事とかコーヒーとか飲んでもらうということからの考えで、それは入館料はいただかないということで考えております。それは時間的にも短い時間をございますから、そういうことで入館料をとらないということで考えております。



議 長

今せっかくの機会ですから、もう1点お聞かせ願いたいんですが、喫茶店でコーヒー飲んだ友達同士が、ちょっとそこで将棋打とうやと、そしてちょっと休憩させてもらおうか、テレビ見ようかとなった時にね、これお客さん同士ね、お前ら入館料も払ってへんのにこっち来てもらったら困るやないかと、そういうもめるような原因をね、作るような改正ではあかんと、入館、その館に入るねんから玄関入ったら喫茶コーナーであろうが入館料もらいまっせと、それでいってもらわんことにはね、もめるもとやと思いますねん。入ったらなんぼやと。

副町長

色々利用する場所によって、とるもんととらない場合があるということのご指摘でございますけども。コーヒーを飲みたいから、われわれとしてはですよ、コーヒーを飲みたいからそこに入っても入館料とるということになればですね、今までコーヒーだけを飲みに、また食事だけをしに来る人がやっぱりあるわけでございますから。そのような利用者からですね、入館料とることがちょっと具合悪いんちゃうかなと、このように思ってます。ただ、そのようなことにならないように充分運営に努めてまいりたいと、このように思います。ただ先ほども委員長が言われましたようにいきいきの里の今後の運営方針ですね、これについてはね、やはりその場は斑鳩町民のふれあいの場であり、そして交流の場であるんです。そういうところですからね、きちっとして運営をしていかなければ、1つのことをばらばらになってきたらそれこそ住民は苦情を言いますから、一定線を引きながらきちっとした内容で進めてまいりたい、今後もこのように進めてまいりたい、このように思いますので、その点ご理解願いたいと思います。先ほどなら議長からのご指摘につきましては、そういうことにならないように十分管理してまいりたいとこのように思います。

委員長

他に。 吉野委員。

吉野委員

付随したことですが、喫茶コーナーとですね、責任体制はどのよう

になってるんですか。喫茶コーナーの経営者、それから、実はね、まあ時効に近いんですけど、去年の秋に町内会で松尾山に登って降りてきて弁当を頼んでありましたんで、そこで食事をするということになってたんです。で、皆さんお弁当楽しみにして待っていて昼間になって皆部屋に入ってさあ食べましょうって言ったら、弁当がないわけです。どうしたんだっていったら、事務所の人と喫茶コーナーの人と、こっちはあんに言った、結局は弁当ないわけですから、われわれはしゃあないから車持ってる男どもが5人ぐらいで手分けしてあちこち走り回ってホカ弁とかなんか、やっとなんか30人分とか集めてね、食事終わったと。どなたも謝ってはくれなかった。責任体制ってそんな大げさなものじゃないんですけど、食べ物の恨みは恐ろしいもので、どうなってるんや、これ責任誰やのとかって、それは責任とかじゃなくて私どもも前日に確認しなかったのが悪かったんやから勘弁しましょうやと、お互いに、それで終わったんですけどね。その時はどっちの責任っていうか、どなたかが、いや一実は申し訳ありませんって謝ってもらったらそれでね、すっとするんだけど、誰も謝らなかつた、町内会長だけが、あんなもう1回きちっと2回も3回も確認とらなかつたらあかんのやないかと責められてかわいそうだったんですけどね。もうちょっと緊張感を持って、あれ一応町の施設になってますんで、緊張感持ってやってもらったらいいんじゃないかなと、それだけのことなんですけどね、以上です。

委員長

食事については直接みやこさんの方に予約をしてくださいというのは基本やと思うんですね。町の職員そこに関わったらおかしなりますので。それを職員さん達に、それが住民サービスやと思って変にそうしはると、また今出てきたような問題もあるのかなということで、やっぱり直接みやこさんの方とお話をしていただくということを基本にしとかなあかんし、それと先ほど議長も色々ご心配いただいておりますけれども、やっぱり副町長もおっしゃられたように、気持ちよく使うためには何が公平なのか、そしてなにが住民の皆さんのための

かということの基本にね、やっぱり考えながら運営の方進めていって  
いただいて、そして職員さんこんだけややこしなったらね、こう言っ  
たらなんですけど、臨時職員さんとかね、やっぱり頼りのうてわけ分  
からんならほってね、ごちゃごちゃになって、ほんで聞いてもはつき  
りせえへんとかね、そんな時あったりするんですよ、たまにね。せ  
やからこの辺そんなんで整合性持たせていこうと思ったら、こんなふう  
に変えていく中できちっと職員さんたちがどんだけそういう来館者に  
対して説明をしながらきちっと対応していけるのか、ということにつ  
いても私はちょっと今心配をしているところです。小広間の件につき  
ましても、もうすでに入館料払わざるを得なくなって、さらに小広間  
使うということは、今まで0やったものが二重に値上げになるという感  
覚については恐ろしいなど。一般的な方たちに今後小広間使ってもら  
えないみたいやなあと、これではね、町は使わさんとうこうと思ってそ  
んなことするんかなって、やっぱり逆に考えたら私ら町民側から言う  
たら、なんやこれ使わさんようにしようと思ってこんなことまでしはん  
のかというような印象は受けます。ですから二重に値上げになるんだ  
という認識私は持ちました、説明聞いたときにね。0やったものが入  
館料とられて、そして小広間の部屋代とられて、二重に値上げになっ  
てる、こんな誰使いはんのんと。そしたら先ほどから申し上げてい  
るようないろんな行事を各自治会などで催されて、間であそこでちょ  
っと休憩しようかというようなそういう使い方は、もう今後なかなか  
していただけないなど。そしたらそれらの対策どうするんだろうと。  
町はあの施設をどうしたいのかっていうのが、先ほど副町長おっしゃ  
られましたが、私は逆にやっぱり、やっぱりなかなかきちっと見えて  
こないなっていうのが感想です。3月議会までまだ日にちがございま  
すので、また内部で十分な整理を行っていただきたいということで。

芳村副町長。

副町長

先ほど委員長がおっしゃいましたように、事務的にトラブルが生じ  
ないようにですね、マニュアルを作ってきちっと対応してまいりたい

と、このように思っておりますのでよろしく願いいたします。またPRにつきましては、先ほど部長が申しあげましたように、いきいきの里の玄関とか、等々に十分な啓発をしてみたいとこのように思っておりますのでご理解願いたいと思います。

委員長 中川議長。

議長 喫茶店行く人無料でっしゃろ、それ大広間にぽっと足踏み入れはったらあきませんのやろ、それが問題でんねや。入館料やねん。名前が入館料やねん。入館した時の料金やねん。入ったけど喫茶店は無料やってこんなおかしいねん。そんなん喫茶店の人やな、今言うように年寄り3人でわいわい言うてて、ぺって大広間で休憩しよう言わはったらこれもう条例違反や、そんなんおかしいねんて。

副町長 議長のご指摘十分分かるんですけどもね、やはり先ほど委員長もおっしゃったようにですね、事務者が適切にそういうようなものについては対応すると、これを徹底してみたいとこのように思っております。

議長 そしたら職員さん喫茶店入りはったのみの人でんな、ずっと目光らせてでんなチェックしとかなあきまへんねんで。そういうことになりまんねんで。

委員長 西谷委員。

西谷委員 今言ってはるけど、これ3月の付議予定議案やんか。だからこれ説明聞くだけで終わっとかな、3月議会ですることなくなる。

議長 そんなん、今までがこうやんか。今さらあかん、こんなん言うたらな、説明だけ聞いてみんなもの言わへんだらええねやん。

西谷委員 その時聞いた説明を聞いて、3月議会で自分なりに色々こう。

議長 わかったある。みんな理解したあんねんけど、やっぱり聞くと言いたなる、これ人間やん、今までそれできてたさかい。

委員長 でも、西谷委員おっしゃることはわかりますけれども、事前審査は行わないことにはなってるものの、いろんな意見を聞いていただいて、議案として出てきたら今度これを修正するというのは大変ですのでね、議案となって出てくるまでにやはりいろんな意見を聞いていただいてということはいいことだなという風には思いますので、そして議案となってでてきたら審査として、そしてそれに対しての態度とか、そういうのはまたそれぞれの議員さんがお聞きになることですが、議案となってくるまでにいろんな意見を述べさせていただいているような状況であるという風に私は思っておりますのでご理解いただきたいと思います。以上でよろしいでしょうか。

西本住民生活部長。

住民生活部長 先ほど国民健康保険税条例の一部改正で、今後の方針で私が母子家庭の方とか障害者の方の減免については考えていかないということで理解をしていただいたようございますけども、そうじゃなしに、今の段階では先ほど申しました内容で考えてなかったけども、考えはしましたけども、ここには上程さしてもらわなかったけども、将来的には考えていくということで最後答弁させてもらったと思いますので、まったく考えてない、今後も考えないというご理解をしていただきますと、ちょっと語弊がありますので改めましてご認識をいただきますようよろしくお願い申し上げます。まあ言葉足らずな説明で申し訳ございませんでした。よろしくお願いをいたします。以上です。

委員長 そうしましたら、他にございませんでしょうか。

( な し )

委員長 ないようですので、以上3月定例会の付議予定議案につきましては  
予め説明を受けたということで終わらせていただきます。

続きまして、3. 各課報告事項です。報告事項が何点かございます  
が順次おこなってまいります。

まず(1)斑鳩町要保護児童対策地域協議会設置要綱について、報  
告を求めます。 西川福祉課長。

福祉課長 斑鳩町要保護児童対策地域協議会設置要綱について、ご説明申し上  
げます。資料の5でございます。最後のページの要旨をご覧いただき  
たいと思います。

児童虐待防止の取り組みは、発生予防から早期発見、早期対応、保  
護・支援の各段階通じて切れ目の無い支援を提供することが必要であ  
ります。このためには、関係機関がその子どもに関する情報や考え方  
を共有し、適切な連携の下対応していくことが重要であります。

要保護児童対策地域協議会は、平成19年の児童福祉法の改正によ  
りまして、設置については地方公共団体の努力義務となったところで  
ございます。

また、県におきましては要保護児童対策のため、各市町村間の情報  
交換や支援内容を協議するため、平成19年1月に「奈良県要保護児  
童対策協議会」を設置されまして、関係機関の協調体制の確立を図っ  
ておられるところでございます。

また町では、すでに平成9年から「子育て支援に関する会議（子育  
てネットワークいかるが）」を設置いたしまして、関係機関と子ども  
を取り巻く問題について、情報交換と連携を図り要保護児童の早期発  
見、救済及び保護、支援に努めてきたところですが、全国的にも児童  
虐待が年々増加しておりまして、深刻化の一途をたどっており、予防  
対策の強化を図る必要があることから、平成21年度から「斑鳩町要

保護児童対策地域協議会」を設置するものでございます。

この要保護協議会の設置による利点につきましては、要保護児童等を早期に発見して、迅速に支援を開始することができる。また関係機関等の連携を取り合うことで、情報の共有化が図れる。また情報の共有化を通じて、関係機関等の役割分担ができ、責任をもって関わるることができるという利点等がございまして、今回設置することにいたしました。情報の内容でございますが、主な内容でございますが、第1条関係では設置について書かさせていただいております。児童福祉法の規定によりまして、設置するという風にさせていただいております。第2条から第5条関係につきましては業務、組織等について記載させてもらっております。構成機関につきましては別表1のページにございます。要旨の手前です。別表1に示させていただいている通りでございます。13機関、団体の構成となっております。また委員につきましては町長が委嘱を行いまして任期は2年、また協議会には会長及び副会長ということになっております。次に6条から9条関係でございます、会議の運営等について記載させていただいております。協議会は代表者会議をもって運営いたしまして、必要に応じて実務者会議や個別ケース会議を開催して、その協議を進めていくという風になっております。また10条では守秘義務について記載させてもらっております。また11条につきましては調整機関について記載させてもらっております。これにつきましては事務局ということでございますが、児童福祉法によりましては調整機関と設定しなければならないとなっておりますことから、福祉課を指定しております。これによりまして多くの機関から構成される地域協議会が効果的に機能するためにその運営、中核となる調整機関を定めまして責任体制を明確にしております。また施行期日につきましては、付則でございますが、平成21年4月1日から施行という風にさせてもらっております。

以上、簡単ではございますが、ご説明とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

委員長 報告が終わりましたので、何かお尋ねになりたいことがあれば、お受けいたします。いかがでしょうか。ございませんか。

( な し )

委員長 1点だけお尋ねしたいと思うんですが、児童虐待などの問題なんかを主にこれらの協議会でということなんですが、ケースとしてですね、斑鳩町では年間どの程度こういった事例っていうんですか、発見をされたり、また疑いがあるというようなね、そういうのどの程度ご協議いただいているのかっていうのは、あまりこういうの表に出てきませんのでね、できましたらそういうのもお聞かせいただけたらと思いますが。

福祉課長 そのケースでございますが、先ほど申しました平成9年からできております子育てネットワークいかるがの中で協議または報告しておるものがございますので、その中身から紹介させていただきます。全体としては斑鳩町内で、最近では11件の内容報告させてもらっております。児童虐待につきましては児童虐待防止法によりまして、定義がありまして、4種類の虐待がございます。まず身体的虐待、先ほど11名の中で3名の方がこれにあたるということでございます。また性的虐待はございません。3つ目としましてはネグレスト、これは育児放棄等の関係でございます。中味につきましては子供の健康に対しての配慮をおこたっているとか、食事に関してぜんぜんかまわないとか、また愛情をぜんぜん示さないとか、そういうものがネグレストでございます。それにつきましては7件にあたります。また心理的虐待として1件がございます。これにつきましては子供に対して罵声を吐くとか、脅迫をするとかそういうものでございます。計11件の事例ございます。

委員長 わかりました。委員皆さんの方でなにかお尋ねになりたいことは他



にございませんでしょうか。よろしいですか。

( な し )

委員長 それでは次に進めさせていただきます。

次(2)議会の委任による町長専決処分の報告について(平成20年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)について)、理事者の報告を求めます。西川福祉課長。

福祉課長 議会の委任による町長専決処分の報告について(平成20年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)について)ご説明させていただきます。まず、専決処分書を朗読をいたします。資料6でございます。よろしくお願いたします。

( 専決処分書朗読 )

福祉課長 この専決処分の内容につきましては、定額給付金給付事業と子育て応援特別手当支給事業の補正となっておりますが、当委員会では福祉課所管に関します、子育て応援特別手当支給事業につきましてのご説明とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

今回の補正予算につきましては、幼児教育期の子育てを支援するため、平成20年度の緊急措置として、子育て応援特別手当を支給するために必要な経費、支給手当、支給に要する事務費を計上しております。国におきましては、すでに平成20年度の補正予算が成立しております。関連法案がとおりしだい、生駒市、郡山市、王寺町などの近隣市町村と支給が遅れないように、事務事業をすみやかにやりたいこと、また事務経費及び給付金が全額、国庫補助金により執行されることから、2月19日付けをもちまして専決処分を行いましたのでご報告させていただきます。

子育て応援特別手当の支給対象となる子どもにつきましては、平成

20年度におきままして小学校就学前3年間に該当する子ども、具体的には、生年月日が平成14年4月2日から平成17年4月1日までの子どもということになっておりまして、第2子以降の子どもが対象になります。

町内では、支給対象児童数は、400名と予想しております。

手当の額は、対象となる子ども1人あたり3万6千円となっております。支給対象者は、平成21年2月1日におきまして、支給対象となる子の属する世帯主となっております。

手当の受給には、対象となる子どもと同居している世帯主に対しまして、3月末から4月にかけて町から申請に必要な書類を送付しますので、申請を行っていくことが必要であります。また4月末までには第1回目の振込みを目標にしておりますが、関連法案等がまだ成立しておらないことから、まだ未定でございます。

また、支給事務を円滑に行うため、また緊急雇用対策として2ヶ月間の臨時職員2名の雇用を考えておるところでございます。

申請の際には、ご本人の確認をさせていただきまして、支給要件の審査の上、支給決定を行い、原則として口座振込みにより支給を行います。給付申請の期限は、受付を開始しましてから6ヶ月となっております。

それでは、補正予算の説明を行いますので、資料6をご覧くださいと思います。

補正予算書の6ページをお開きいただきたいと思います

まず、歳入では、第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目民生費国庫補助金で、子育て応援特別手当交付金1,440万円と事務取扱交付金として106万円、合わせまして1,546万円の増額補正であります。

次に、8ページをお開き願いたいと思います。

歳出では、第3款民生費、第2項児童福祉費、第5目子育て応援特別手当支給事業費では、第3節職員手当等で17万7千円でございます。これは職員等の時間外手当でございます。第4節では共済費とし

て3千円、これは臨時職員の労災保険等の社会保険でございます。また第7節賃金で47万5千円、これにつきましては先ほど申しました臨時職員の賃金でございます。第11節需用費、消耗品費と修繕費等でございます。消耗品につきましては印刷、コピー機トナー代でありますとかA4用紙、また封筒代でございます。修繕料につきましてはコピー機のパフォーマンスチャージ料でございます。また第12節では役務費、通信運搬費と手数料でございます。通信運搬費につきましては申請書発送の郵送、または決定通知書の送付の郵送料でございます。手数料につきましては銀行等への振込手数料でございます。第13節委託料、これにつきましては入力、申請書をいただきまして入力等を行います作業でございます、その委託でございます。第19節負担金補助及び交付金1,440万円でございます。これにつきましては子育て応援特別手当ということで、予算計上させていただいております。

以上、簡単ではございますが、報告とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

委員長

ただ今報告が終わりました。委員の皆さんの方で何かお尋ねになりたいことがございましたら、お受けいたします。いかがでしょうか。これらにつきましてもね、関連法案の方もすごく国会が今ざわざわとしてましてややこしいんですが、町としては決まったことは粛々とやっていかなければならない、そして決まれば決まったでやっぱり早くね、申請漏れのないような努力などしてもらわなければならないということで大変になってくるとは思うんですが、これについてよろしいですか、ございませんか。

( な し )

委員長

ないようですので、続きまして(3)平成20年度斑鳩町一般会計補正予算(第7号)について、報告を求めます。

西川福祉課長。

福祉課長

平成20年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）につきまして、住民生活部所管にかかります補正予算の内容についてご説明させていただきます。

資料7をご覧いただきたいと思います。

歳入歳出それぞれの総括表でございます。まず真ん中の段の歳出補正予算につきましてご説明させていただきます。

民生費、社会福祉総務費の国民健康保険事業への支援では、国民健康保険財政安定化支援事業繰出金の確定によりまして、国民健康保険事業特別会計に繰り出す365万3千円の増額補正を予定しております。同じく社会福祉総務費では、寄付金の申し出がありましたことから、福祉基金への積立2万円の増額補正を予定しております。

また、国民健康保険医療助成費の国民健康保険事業への基盤安定では、国民健康保険の保険基盤安定繰出金の額の確定によりまして、当初予算額では不足が生じますことから、国民健康保険事業特別会計に繰り出します378万5千円の増額補正を予定しております。

次に、障害福祉費の更生医療費の給付では、突発的な医療費及び受給者の増によりまして、決算見込みを見る中で、更生医療費が不足いたしますことから、扶助費におきまして176万3千円の増額補正を予定しております。

また、同じく障害福祉費の福祉作業所の運営支援では、天理市にありますあおぞら福祉作業所への通所者が平成20年4月より1名新規で通所されたことから、合計2名の方となったところをございまして、あおぞら福祉作業所運営補助金28万2千円の増額補正をお願いするところでございます。

さらに、同じく障害福祉費の障害者介護給付費・訓練等給付費の支給では、障害者自立支援サービスの利用増により、決算見込みを見る中で、給付費が不足することから扶助費で337万円の増額補正を予定しております。

次に、介護保険事業繰出費でございますが、介護保険事業への支援では、介護給付額に対する法令に基づく負担割合に応じまして一般会計から介護給付繰出金67万7千円と介護報酬改正等に伴うシステムの改修費の介護保険事業繰出金99万5千円を合わせまして、合計167万2千円の増額補正を予定しております。

次に、後期高齢者医療費の後期高齢者医療への支援では、後期高齢者医療保険基盤安定負担金繰出金の確定によりまして、当初予算額では不足が生じますことから、後期高齢者医療特別会計へ繰り出すお金498万4千円の増額補正を予定しております。

次に、保育園費の広域入所の充実では、勤務時間等の関係で勤務地に近い保育園を利用される保護者が多くありまして、当初69名の広域児童数を見込んでおりましたが、12名の増の81名の利用となったところから、広域入所委託料164万5千円の増額補正を予定しております。

次に、衛生費の火葬場費でございます。火葬場の周辺対策では、650万円の増額補正をお願いするものでございます。

その内容でございますが、東里自治会からの火葬場設置にかかります補償の要望事項としまして、毛無池の受益地農地への用水不足を解消する為の天満池からのポンプアップにつきまして、本年度と来年度の2カ年で地元施行として、町の土地改良事業補助金交付規程を適用しまして、事業を実施していただくこととしておりました。しかしながら、地元で実施に向けての詳細な協議をされる中で、工事費が不足する結果となりまして、21年産米の作付けに何とか間に合わせたいとの強い要望もございまして、工事費の不足分に対する地元負担補償金として650万円を今回補正させていただくものでございます。なお、この事業につきましては本年度会計において予算の支出が見込めないことから、当初予算額の400万円と今回補正させていただきます650万円の合計1,050万円を次年度への繰越明許費補正をお願いさせていただくものでございます。

次に、衛生費のし尿処理費の鳩水園施設改良では、3千万円の増額

補正をお願いするものでございます。

その内容でございますが、本年度と来年度の2ヵ年で鳩水園の放流水の水質改善工事を行うこととしておりましたが、この工事費の財源として本年度において国の地域活性化・生活対策臨時交付金を活用できる見込が出来たことから、来年度分の工事費として予定しておりました3千万円を今回補正させていただくものでございます。

なお、この工事につきましても本年度会計において今回補正させていただく分の予算の支出を見込めないことから、この3千万円を次年度へ繰越明許費補正をお願いさせていただくものでございます。

次に、歳入補正予算についてご説明させていただきます。一番上の段でございます。国庫支出金、民生費国庫負担金では、広域保育に預ける保護者負担額が増額いたしましたことから、保育所運営費負担金70万3千円の減額となります。また、障害者介護給付・訓練等給付費及び更生医療費の支給増によりまして、決算見込みを見る中で、自立支援給付費負担金256万6千円の増額補正を予定しております。同じく民生費国庫負担、国民健康保険保険基盤安定負担金では、国民健康保険の保険基盤安定繰出金のうち、保険者支援制度分では、国が1/2を直接負担することとなっておりますが、その保険者支援制度分が減額されることが確定いたしましたことから、36万4千円の減額補正を予定しております。

また、県支出金、民生費県負担金では、国庫支出金と同様の事由により保育所運営費負担金35万2千円の減額補正、また、自立支援給付費負担金128万2千円の増額補正を予定しております。

また、国民健康保険保険基盤安定負担金では、国民健康保険の基盤安定繰出金の額の確定によりまして、奈良県の負担金320万2千円の増額を予定しております。

さらに、後期高齢者医療保険基盤安定負担金では、後期高齢者医療保険基盤安定負担金繰出金の確定によりまして、奈良県の負担金373万8千円の増額補正を予定しております。

次に、寄付金では、福祉に関する指定寄付金15万がありました

ことから福祉費寄付金の増額補正を予定しております。

次に、一番下の段の繰越明許費補正でございます。衛生費の清掃費におきまして、先ほど申し上げました火葬場周辺対策事業におきまして1,050万円を、また、衛生処理場周辺対策事業におきまして、幸前自治会からの衛生処理場設置にかかります要望事項であります農道等の整備工事につきまして、一部の地権者との用地交渉や地元内での調整等を行っていただいている状況であることから、本年度会計において予算の支出を見込めないことから、この工事費の地元分担金に対する補償金であります400万円を、さらに、先ほど申し上げました鳩水園施設改良事業で3千万円をそれぞれ繰越明許費補正として、次年度への繰越明許を予定しておるところでございます。

以上で一般会計補正予算（第7号）と繰越明許費補正につきまして説明をさせていただきましたので、よろしく願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので委員皆さんの方で、なにかお尋ねになりたいことがあればお受けいたしますが、いかがでしょうか。

特にございませんか、よろしいですか。

( な し )

委員長 ないようですので、続きまして（4）平成20年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、理事者の報告を求めます。  
西川福祉課長。

福祉課長 平成20年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

資料8でございます。先ほどと同じように歳入と歳出の総括表で説明させていただきます。

介護保険事業特別会計の既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ2,201万4千円を増額いたしまして、歳入歳出それぞれ15億

4, 092万9千円とするものでございます。

その内容といたしましては、まず、下の段の歳出補正について説明させていただきます。

総務費、一般管理費では、介護報酬改定及び激変緩和措置対応に伴いますシステムの改修費用、委託料でございますが、162万円の増額、また、趣旨普及費では介護従事者処遇改善臨時特例交付金設置に伴います第1号被保険者に対する周知等に必要な費用、これにつきましては、納入通知書に同封するチラシでありますとか、高齢者ガイドブックを作成する印刷製本費でございますが、134万4千円の増額補正を予定しております。

なお、この134万4千円につきましては、総括表の一番下にありますように繰越明許費となります。これは、平成20年度末に介護従事者処遇改善臨時特例交付金が交付されますことから、平成20年度において予算を執行できないことから、繰越明許費の予算措置をお願いしております。

次に、介護給付費、介護サービス等諸費では、今年度の介護給付額において、決算見込みを見る中で、施設関係の給付費において予算額を若干上回る見込みでありますことから、介護サービス等給付541万7千円の増額補正を予定しております。

次に、基金積立金、介護保険給付費準備基金積立金では、介護給付費増によりまして130万円を取崩しいたしますが、介護保険給付費準備基金の利息増によりまして、2万8千円がありますことから差引きまして127万2千円の減額となります。また、介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金では、先ほどご説明いたしました交付金、全額基金に積み立てるため、基金積立1,490万5千円の増額補正を予定しております。

次に、上の段の歳入補正について説明させていただきます。

給付額に対する法令に基づきまして、国・支払基金・県・市町村の負担割合に応じて歳入がありますが、国庫支出金、介護給付費負担金では、決算見込みを見る中で、施設関係の負担割合が少ないため61



万8千円の減額、介護保険事業費補助金では、介護報酬改定等に伴いますシステム改修事業費62万5千円の増額、介護従事者処遇改善臨時特例交付金1,490万5千円の増額補正を予定しております。

次に、支払基金交付金、介護給付費交付金では、決算見込みを見る中で、168万円の増額、また、県支出金、介護給付費負担金におきましても、237万8千円の増額補正を予定しております。

次に、財産収入、利子及び配当金では、介護保険給付費準備基金の利息増によりまして2万8千円の増額補正を予定しております。

次に、繰入金、一般会計からの介護給付費繰入金では、介護給付費増によりまして67万7千円の増額、その他一般会計繰入金では介護報酬改定等に伴いますシステム改修費99万5千円、介護介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金では、介護従事者処遇改善臨時特例交付金設置に伴います広報等の周知費用134万4千円の増額補正を予定しております。

以上、簡単ではございますが、ご説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

委員長

以上、報告が終わりましたので、何かお尋ねになりたいことがあれば、お受けいたします。いかがでしょうか。よろしいですか、特にございませんか。

( な し )

委員長

ないようですので、続きまして(5)議会の委任による町長専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について)、及び(6)議会の委任による町長専決処分の報告について(平成20年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について)の2件につきまわいは同一事故に係る損害倍所の額の決定とその予算措置ですので一括議題とさせていただきます。それでは理事者の報告を求めます。

植村国保医療課長。

国保医療課長 それでは各課報告事項の、5番と6番につきまして、同一案件の損害賠償に係る報告事項でありますことから、一括してご説明申し上げます。

まず5番の、議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）でございます。資料9をご覧くださいと思います。まず、専決処分書を朗読いたします。

（ 専決処分書朗読 ）

国保医療課長 続きまして、2枚目をお開きいただきたいと思います。損害賠償の額の決定についてでございますが、朗読をいたします。

（ 朗 読 ）

国保医療課長 この事故につきましては、昨年8月の厚生常任委員会におきましてご報告をいたしておりますが、今回改めてその概略についてご説明申し上げます。

平成20年の7月22日、国保医療課所属の徴収員木下好司が徴収業務中、原付自転車で走行してましたところ、法隆寺西3丁目10番34号先の道路におきまして、左折しようとした際、ちょうどその方向から走ってきた原付自転車と、出会頭に衝突したものでございます。相手方が、その際転倒されたため、負傷を負われ、また原付自転車を一部破損したものでございます。

この事故によります損害賠償として、33万1,977円を支払うことで、平成20年12月18日に示談が成立いたしましたので、同日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

続きまして6番目の、議会の委任による町長専決処分の報告について（平成20年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について）でございます。資料10をご覧くださいと思います。

まず専決処分書を朗読いたします。

( 専決処分書朗読 )

国保医療  
課長

この補正予算につきましては、先ほどご説明いたしました損害賠償の額の決定に伴いまして、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ33万2千円を追加するものでございます。内容につきましては、資料の予算に関する説明書に基づきましてご説明いたします。

補正予算書の4ページをご覧くださいと思います。まず歳入でございますが、第10款諸収入、第3項雑入、第6目雑入、第1節雑入に、自動車損害共済金といたしまして、新たに33万2千円を追加補正するものでございます。

次に歳出でございます。5ページです。

第1款総務費、第2項徴税费、第1目賦課徴収費、第22節補償補填及び賠償金といたしまして、新たに33万2千円を補正するものでございます。

補正予算書の1ページにお戻りいただきしたいと思います。朗読いたします。

( 予算書朗読 )

国保医療  
課長

今回の事故につきましては、当該職員の不注意が事故の原因の一つでありますことから、このようなことが繰り返し起こらないよう、今後もいっそう注意してまいりたいと思いますので、委員の皆さまのご理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご了承いただきますようお願い申し上げます。

委員長

ただいま報告が終わりましたが、何かお尋ねになりたいことがございますでしょうか。

西谷委員。 西谷委員。

西谷委員 過失割合はどうなっているでしょうか。

国保医療 本町の徴収員が7割でございます。  
課長

委員長 中川議長。

議 長 今回の質問と同じようなことになりますねんけども、7割いうことはね、当町の職員さんの例えばけががあつたらけが、または原動機付自転車の損傷について相手さんから3割いうのがたぶん賠償していただいているのかなと思うんですが、いつも環境対策課の事故にしても、今の今回の事故にしても、町長の専決処分の損害賠償の額の決定についての時に、こちらから支払う賠償額についてはいつもこないして資料としていただくんですが、過失割合がなんぼで、うちの損害がなんぼでこんだけの補償いただきました、損害賠償いただきましたというのはゼロですか。

国保医療 今回に事故の場合には本町徴収員につきまして負傷ございませんで  
課長 した。それから原付自転車も私どもの方はタイヤの部分があったものですから、ボディそのものに損傷がなかったということで、相手方からいただく補償とかそういうものはございません。

議 長 ということは相手さんの被害額のこれが7割だという認識でいいんですか。

国保医療 事故の過失割合、これが適用されますのが、物損の部分でございま  
課長 して、今回は相手方が修理した額の7割に相当する額を物損分で払わせていただくということです。

委員長 金額もまあそこそこ原付にはまあまあありますのでね、これ休業補償なども含まれているのではないか思うんですけど、休業補償なども何日とかあったのかなと思うんですが、それらについても金額そこそこありますのでね、できるだけ把握できているところで内訳についてもお聞かせしといていただけたらと思うんですが。

住民生活 部長 この件につきまして、平成19年12月13日の予算常任委員会でも取りざたされたことがございまして、その内訳につきましてですが、特に人身事故の損害賠償に係る内訳につきましては、公表を差し控えているという状況でございます。その理由といたしまして、これは保険会社からの要請なんですけれども、慰謝料とそれから休業損害等に係ります算定につきましては、相手方との交渉をしていきます中で決まっていくものでございまして、これを公表することによりまして将来同じような類似する他の人身事故が起こった場合に、その示談交渉におけます慰謝料の決定等につきまして影響することが懸念されるということから、示談が公正かつ円滑に成立するためには公表を差し控えていただきたいということで一定の答弁もさせていただき、一定のご理解をいただいたところでございます。なお、今回の内訳につきましては前回では33万1,977円という額でございますが、対物賠償につきましては4万683円、その他の対人賠償につきましては29万1,294円となっております。なおその対人賠償におけます治療費、休業損害、慰謝料等の内訳につきましては、先ほど申しました理由により公表させていただけないということで、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

委員長 公表でけへんって言うてはんねんから、無理に聞いてもじゃあないので、結構です。

木田委員。

木田委員 この特別徴収員っていうんですか、この方は何年か前に単車ごと盗

まれた、その当人ですか、それとちやいまんのかな。

国保医療 その者とは違います。

課長

委員長 他にございますか、よろしいでしょうか。

( な し )

委員長 この件につきましては、先ほど報告事項の2番目と同様ですね、専決処分をされたものにつきましては3月定例会に上程されまして、本会議初日に報告をされますが、予め説明を受けたということで終わらせておいていただきたいと思います。

続きまして、(7)平成20年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)について、報告を求めます。

植村国保医療課長。

国保医療 それでは、平成20年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算  
課長 (第5号)について、ご説明申し上げます。

資料の11をご覧くださいと思います。今回の補正の主な内容は共同事業拠出金の確定、保険基盤安定繰入金の確定、財政安定化基金支援事業繰入金の確定に伴うもの、また70歳以上の医療費自己負担金の軽減に関するものでございます。それでは補正の内容についてご説明申し上げます。まず下段の歳出からご説明申し上げます。

まず、第1款総務費でございます。一般管理費で財政調整基金の利子の積立てということでございます。財政調整基金の利息が生まれましたので、その積立金として2万3千円の増額をお願いするものでございます。

次に第7款、共同事業拠出金でございます。

高額医療費共同事業拠出金の確定に伴いまして238万6千円の減額、また保険財政共同安定化事業拠出金の額の確定に伴いまして22

8万2千円の増額、合わせて10万4千円の減額をお願いするものでございます。

次に第10款、諸支出金であります。

新たに療養費等指定公費立替金を設けるもので、100万円の追加補正をお願いするものでございます。

この公費立替金でございますが、一部所得オーバーを除きます70歳以上の被保険者の医療費の自己負担は、本来、法令上は2割となっておりますが、国の軽減措置で1割負担に軽減されているところでございます。健康保険の立場から申しますと、この70歳以上の人の保険給付につきましては8割を負担することとなっております、残り1割分、いわゆる軽減分につきましては、国が全額補填することとなっております。この国庫負担金につきましては、奈良県国民健康保険団体連合会で基金を設けまして、奈良県の全体分を受け入れているという状況でございます。通常の医療給付、いわゆる病院での入院や通院、また調剤等につきましては、国保連に医療費の支払事務を私ども委託しております、本町の国保といたしましては、もともと8割分のみを療養給付費として国保連に支払っております。国保連が1割を基金から追加いたしまして、医療機関に支払うこととなっておりますが、一方、コルセット等の装着や整骨などにつきましては、本町の国保が直接医療サービス事業者に療養費を支払っております。9割を支払っております。しかし、この9割分の療養費のなかには、国が本来負担すべき1割相当額を含んだ金額でございますので、この分を国保連の基金から収入する必要がございます。そこで、支出した療養費の中から、これからも支出する療養費の中からですね、国が負担すべき1割分を予算上、別立てに計上しておく必要が生じたことから、今回新たに療養費等指定公費立替金というものを設けまして100万円の補正をお願いするものでございます。

次に上段の歳入をご説明いたします。

まず第2款の、国庫支出金でございます。

高額療養費共同事業負担金でございますが、歳出でご説明いたしま

した高額医療費の共同事業拠出金の減額に伴いまして、これに係ります国庫負担金、1 / 4 を減額するものでございます。

また第5款の、県支出金におきましても同様に高額療養費共同事業負担金としまして、保険負担の1 / 4 の59万7千円を減額するものでございます。

第7款の財産収入でございます。財政調整基金の利子、2万3千円の増額をお願いするものでございます。

第8款の繰入金でございます。保険基盤安定繰入金では、その額の確定によりまして、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の増額と、保険者支援制度分の減額をお願いしまして、それをあわせて378万5千円の増額をお願いするものでございます。また、財政安定化支援事業繰入金、いわゆる地方交付税算入分ですけれども、これも額の確定によりまして、365万3千円の増額をお願いするものでございます。合計、合わせまして743万8千円の増額ということでございます。

第10款諸収入でございます。まず、2番目の療養費等指定公費返還金でございますが、歳出のところでご説明いたしましたように、70歳以上の人の医療費自己負担分の軽減に係る国の負担金を、国保連から収入するもので、100万円の追加補正をお願いするものでございます。

最後に歳入が、634万8千円、歳出を上回りますことから、20年度の名目的な歳入となっております雑入につきまして155万6千円を減額し、さらに残りました479万2千円につきましては歳出の第11款予備費のほうに積みさせていただくということでございます。

歳入歳出それぞれ、571万1千円を増額いたしまして、予算総額を歳入歳出それぞれ37億7,219万6千円とする補正でございます。

以上で平成20年度の斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)につきましてご説明をさせていただきました。よろしく願います。



委員長 報告が終わりましたので、何かお尋ねになりたいことがあれば、お受けいたします。いかがでしょうか、特にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

( な し )

委員長 ないようですので、続きまして（８）平成２０年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について、報告を求めます。  
植村国保医療課長。

国保医療課長 それでは８番目、平成２０年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容は、後期高齢者医療制度の保険基盤安定負担金の確定に伴うものでございます。

それでは補正の内容についてご説明いたします。資料１２をご覧くださいと思います。

まず下段の歳出からご説明いたします。

第２款、後期高齢者医療広域連合納付金でございます。保険基盤安定負担金といたしまして４９８万４千円の増額でございます。

後期高齢者医療の保険料につきましても、国保と同様法令に従いまして、低所得者に対しまして均等割額の減額をおこなっておりまして、その減額した分につきましては公費で補填することとなっております。この費目におきまして、本町の負担分を広域連合に支出するものでございます。

平成２０年度の額がこのたび決定いたしましたので、当初予算額では不足が生じますことから、増額の補正をお願いするものでございます。

次に歳入でございます。

第４款の繰入金でございます。後期高齢者医療広域連合納付金繰入

金といたしまして、歳出と同額の498万4千円の増額をお願いする  
ものでございます。

歳出でご説明いたしました保険基盤安定負担金の補正額に相当する  
額につきまして、一般会計から繰り入れをするものでございます。

歳入歳出それぞれ、498万4千円を増額いたしまして、予算総額  
を歳入歳出それぞれ、2億9,141万1千円とするものでございま  
す。

以上で平成20年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3  
号）についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたしま  
す。

委員長 報告が終わりましたので、何かお尋ねになりたいことがありまし  
たらお受けいたしますが、いかがでしょうか。よろしいですか、ござい  
ませんか。

( な し )

委員長 ないようですので、それでは引き続きまして、理事者側の方からそ  
の他の報告としてあるように聞いておりますので、順次行ってくださ  
い。

西川福祉課長。

福祉課長 福祉課から報告させていただきます。災害時の要援護者調査のその  
後の状況でございまして、昨年、11月の委員会におきまして状況を  
報告させていただいておりますので、その後の状況につきまして報告  
させていただきます。

昨年、高齢者や障害をお持ちの人等の災害時要援護者の災害発生時  
の安全確保のため、アンケート調査、先ほど申しましたが、災害時に  
備えた実態調査を実施いたしまして、住所や家族構成、緊急連絡先な  
どを記入した台帳（要支援者リスト）を作成をいたしました。このア

ンケート調査によりましてリストの作成を行いました。災害時の避難支援方法を定め、要支援者一人ひとりの避難支援プランや避難支援者を定めるには、さらには、なおきめ細かな情報が必要であることと、アンケートに未回答の方が多数おられましたことから、今回、再度、災害時要援護者調査を行うことにいたしました。

この調査につきましては、対象者のお宅を直接訪問いたしまして、必要な事項の聞き取り調査を行います。個人情報取り扱いが伴いまして慎重な取扱いが必要でありますことから、守秘義務があります民生児童委員にお願いをいたしまして、その調査を実施することといたしました。先の2月12日の自治会回覧等におきましても、住民の方々にその調査についてお知らせをしたところでもございまして、現在民生委員の方々に各家庭を訪問していただいているところでございます。

今後、避難支援プランの策定につきましても、災害時に実際に協力をいただく自治会や小地域福祉会、また民生児童委員、自主防災組織などの関係団体、機関のご意見もいただきながら高齢者や障害をお持ちの方に対する防災支援対策を整備いたしまして、さらに、関係機関にこの情報を提供することを考えておりまして、常日頃からこのリストを活用して支援体制の整備を行うことによりまして、もし災害が発生した場合には避難行動や安否確認、避難所における生活行動などの支援活動に備えて参りたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

現在の状況等をご報告させていただいております。よろしくお願いいたします。

委員長           そしたら続いていってください。  
植村国保医療課長。

国保医療課長       国保医療課からのご報告でございます。国民健康保険税についてでございます。

今、国がですね、国民健康保険税の介護分、正確には介護納付金課

税額でございますが、その賦課限度額を、現行の9万円から10万円に変更するという方針を決めております。

すでに国民健康保険料につきましては、すでに国民健康保険法施行令が改正されておりました、その保険料を採用している市町村のありましては、おそらく3月の議会で条例改正案を上程されるということになろうかと思っております。しかし本町の場合は国民健康保険税を採用しておりますので、地方税法施行令の改正を待つ必要がございますので、現段階ではまだということでございます。また2割軽減についてでございますが、地方税法では、所得に大きな変化があった場合、まあ所得が多くなった場合がわかった場合は、軽減を適用しないといういわゆる除外規定が残っております。すでにそのような除外規定が廃止されている国民健康保険料と、取り扱いが現在一致していないという状況でございます。これにつきまして、国民健康保険料と整合性を図るために、その除外規定を削除する地方税法の改正案が現在国会に提出されておりました、これが通りましたならば、本町の国民健康保険税条例の中のその該当する部分の規定も削除する必要がございます。

この2点につきましては、いずれも平成21年4月1日から適用することになっているものでございまして、本町の国民健康保険税条例の改正を今日お示しした分以外にですね、行わなければならないということがございますが、今述べましたように、地方税法と地方税法施行令の改正が行われた後でないとできないということがございますので、これらの改正の時期により、条例の改正を3月議会へ上程できるかどうかというのは不明な状況でございます。仮に上程が3月にできなかった場合には、施行日との関係から町長専決処分にさせていただく場合もあるかもしれないということにつきまして、委員の皆さまにあらかじめご了解いただきたいと思いますと思ひまして、今回ご報告をさせていただいたところでございます。よろしくお願ひいたします。

委員長

続いて、乾環境対策課長。

環境対策課長 環境対策課からご報告させていただきます。

I S O 1 4 0 0 1 更新審査につきましてでございますが、去る2月5日と6日の2日間、審査機関の審査員によります役場本庁舎を適用範囲といたしまして、3年ごとの更新審査を受審をいたしました。議会の方も協力機関ということで、ご協力いただいておりますけれども、特に当日議長さんにはインタビュー受けていただきましてありがとうございます。その結果、システムは規格要求事項に適合しておりまして、有効に実施されているという判断をされまして、来たる2月23日の審査機関での判定委員会への認証の更新を推薦していただけるということになりましたので、ご報告をさせていただきます。以上でございます。

委員長 ただいま、その他の報告として3点報告がされましたが、これらの3点の報告につきまして、委員皆さんの方でなにかお尋ねになりたいことはございますでしょうか。よろしいですか、特にございませんでしょうか。

( な し )

委員長 ないようですので、以上で各課報告事項については、終わらせていただきます。

続きまして、4. その他について、各委員より質疑等があればお受けいたしますが、いかがでしょうか。

吉野委員。

吉野委員 質疑ではありません。ちょっとお礼を申し上げたいんですが。大和川の河川公園にですね、犬の糞尿の問題があつて、たくさん看板を出していただいた結果だと思いたしますが、かなり糞尿が少なくなったような気がいたします。やっぱりああやってもらったのはよかったなと思っております。以上です。

委員長 委員皆さんの方でなにかご質問など。  
辻委員。

辻委員 質問ではないんですが、2月10日に自治会連合会との懇談会の中で、環境条例、ポイ捨て条例の罰則規定ということでいわれる中で議員から、今後研究していくということで答弁されてますので、その辺の取り扱いをこの委員会でするのか、その辺の委員長の判断と、もう一つまたこれに関わることで火葬場の関係も言われてましたので、それをこの委員会でどういう風に取り扱いしていくのかということが、やっぱりある程度そういうこと返事さしてもろてる以上、やっぱり委員会として取りまとめか、研究していく必要があるのではないかということ考えますのでよろしくお願いいたします。

委員長 ただいま、辻委員の方からご意見がございました。ここにお座りの理事者の方々につきましては、内容についてご承知ないかと思いますが、先の自治会連合会との懇談会を議会として行いました折に、ただいま言われるような、非常にポイ捨てが多い、沿道などのごみの多さ、マナーの悪さ、先ほど吉野委員おっしゃられました犬の糞の問題なども合わせましてですね、色々ななかその辺がうまく町民さんたち前向いていってないところまた町外から来られる方たちによるポイ捨てもあると町をきれいにしていかなあかんし、きれいにしていきたいねんけども、うまいこといかへんとる犬の糞などについては後退してきているようなイメージもありますので、今後委員会としてもこれら研究していきたいということでは申し上げてたんですが。担当課だけでとか、また議会だけでとか、先走るといのもなんですのでね。私としましてはやはり罰則規定を設けていらっしゃるような条例やそういうものを取り寄せて、そしてわれわれも委員会の委員で勉強もしたいという風に思っているところなんですけど、そういう勉強を行う場合にですね、環境対策課の方も同時にご協力の方をしていただきましてで

すね、お互いによりよく町民の皆さん方のそういったご希望などを受けて、研究しながらなんとか斑鳩町の環境を守るため、そして景観をよくしていくための努力をしていきたいという風には思っておるところでございますので、委員皆さんにもご理解いただきたいと思いますが、厚生委員会としてまたそういった勉強会みたいなものもしながら、そして担当課の方も色々調べて資料とかね、また出していただきながらお互いにまた色々そういう研究をする場を設けていけたらという風に思っておりますので、そういう形で環境対策課の方もご理解いただけますでしょうか。またそういう要請をさせていただきますので、資料とか、こういうのあるかなということね、また要請させていただきますので。またひよっとしたら時間をとっていただいて一緒にね、勉強していただくようなこともあるかもわからないんですが、またご協力お願いしたいと思います。

委員皆さんにつきましても、先日自治会連合会の方もああおっしゃっておられるのと共にですね、やはり今後もよりきれいな町をということを目指していく所管の委員会でございますので、またその辺ご理解いただけますでしょうか、よろしいですか。

( 異議なし )

委員長       またその都度ご相談申し上げながらまたそういう研究をさせていただくのであれば、日程など早めに調整しながら、また勉強会なども設けていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

他に、質疑等はございませんでしょうか。

辻委員。

辻委員       これ、先月配布された好きやねん斑鳩でね、金額ちょっと確認だけよろしいですか。村本建設が保健センター、入札価格100%の13億6千万円の建設費で請負った事業者ですって書いてますねんけども、実際9億なんぼやと思うねんけど、その辺ちょっと金額わかりま

すか。手元になかったら結構ですわ。

委員長 総事業費と建設費と。

辻委員 総事業費でしたら13億ありますけども、請負ったって書いてあるから。内訳でも結構ですけど。

委員長 内訳ありますか、今。  
西本住民生活部長。

住民生活 建築本体、村本建設におきましては9億9,015万円での工事費  
部長 になっております。全体では、機械工事、電気工事等含めまして全部  
で13億6,237万5千円の金額になります。

委員長 総事業費が請負金額のような形でということでちょっと確認をされ  
たということですね。

他に質疑などはございませんでしょうか。よろしいですか。

( な し )

委員長 それでは、その他につきましてもこれをもって終わらせていただき  
ます。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。非常に細かい色々たくさんの報告もございましたが、本当に皆さんには慎重審議していただきました。その内容につきまして、本日の委員会報告のまとめにつきましては正副委員長にご一任いただきたいと思いますと思いますがご異議はございませんでしょうか。

( 異議なし )



委員長

ありがとうございます。

それでは、閉会にあたりまして副町長の方からご挨拶をお受けします。

芳村副町長。

( 副町長挨拶 )

委員長

どうもありがとうございます。それではこれをもって終わらせていただきます。どうも皆さんご苦労様でございました。

( 午後 1 2 時 0 5 分 閉会 )